

可児市教育基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果

NO,	意見	市の考え方
■ 可児市教育基本計画について		
1	昨年の１１月に市長選挙がありました、市長やもう一人の候補も討論会やチラシで、公約や実現する事業などを延べられていました。 特に、市長の配布されたチラシには、サッカー場建設、児童クラブの延長、いじめを無くす、文化センターを使いやすく、楽しい学校などの教育に関する項目がありました。 全てが直ぐに実現できるものではないと思いますが、これらの項目がこの計画にどのように反映されていますか。 特にサッカー場については、少しも触れてないように思います。個人的にはサッカー場をつくるよりも子育てや老後に住みやすい市にするために、予算を使っていただきたいと思います。	市長公約のうち教育に関する項目につきまして、教育基本計画（案）では、次のとおり考えています。 ● サッカー場建設について 基本計画の中では、サッカー場以外の体育施設も含めて、「体育施設整備基本計画」を市民ニーズに合った計画として見直していく過程で検討を進めることとしています。今後、多くの市民の皆様の意見をうかがう過程の中で、例えばサッカー場については、スタジアムが必要なのか、それとも芝生の多目的グラウンドが必要なのかなどを検討します。（82ページ 基本目標 施策３．気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実（１）スポーツ施設の整備） ● 児童クラブの延長について 利用者のニーズに対応した検討を行うこととしています。（64ページ 基本目標 施策３．休日・放課後の子どもの居場所づくり（２）児童クラブの効果的な運営と整備） ● いじめの問題について 学校における心の教育の推進や、家庭教育・地域教育への支援等を通じ、総合的な施策展開の中で充実を図ることとしています。また、51ページ 基本目標 施策５．一人一人の状況に応じた支援の充実の主な取組に（７）としていじめの未然防止と早期対応を加えました。[意見７と関連] ● 文化創造センターについて 事業内容の充実を図るとともに、指定管理者との連携により効率的・効果的で使いやすい施設運営を行うこととしています。（86ページ 基本目標 施策１．文化・芸術に親しむ機会の提供、92ページ 施策４．文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実） ● 楽しい学校づくりについて 学校教育の各教科全体において、子どもたちが興味や関心を持って学ぶことができる授業づくりを進めることや体力づくりなどを通じて子どもの意欲を育てていきます。（44ページ 基本目標 施策２．子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成）

2	基本理念について 「ともに学び、ともに育み、だれもが輝くまち・可児」 ～みんなで取り組む ひとつづくり まちづくり ふるさとづくり～ については、とても良い理念だと思います。教育は、行政まかせで進めるものではなく、家庭や地域が一体となり、市民一人一人が取り組まなければならないものだと思います。この基本理念は、そのことを端的に示していると思います。 基本計画について 施策ごとに「家庭・地域・市の役割」が抜き出して書いてあり、私たち市民が何に取り組んでいったらよいのかが分かるのでよいと思います。	本計画は、家庭・地域・行政（学校）が協力して教育を進めることを基本的視点として位置づけ策定しました。基本理念も含め、まち（市）全体で計画の推進ができるよう、広く市民の皆様への周知に努めます。
3	1．はじめに パブリックコメントへの参加は初めてのため、意見提案内容或いは文書の体裁等問題があるかも知れませんが、ご寛容いただきしたいと思います。もとより浅学非才の身には教育基本計画などという大それたものに対する意見などは持ち合わせておりませんが、某氏よりこれまでの提案活動や実践に基づく結果を基に提出するようアドバイスを受けたため、下記事項一点に対し卑見を述べさせていただきますと思います。 2．提案事項 自転車の正しい通行方法に関する教育 3．提案理由 健康維持増進、排ガス対策、地球温暖化対策、公共交通機関利用増進等々の目的から、20～30年ほど前より自転車利用が見直されてきた。一方自転車通行の安全面から、自転車は軽車両で車の仲間であるにも拘らず歩行者側へと移らされてきた。 イ．規制標識で「自転車及び歩行者専用」と書かれた道路 ロ．指示標識で「横断歩道・自転車横断	自転車の安全な乗り方については、乗り始めの指導が効果的であると考えます。学校では、警察署、地域の交通安全協会の支部役員の方などに協力をいただき、グラウンドにおいて交通安全指導を実施しています。時には民間事業者の協力も得て、分かり易く、視覚や体験に基づく繰り返しの指導を実施しています。 登下校時の子どもの安全確保については、地域の皆様の協力により見守り活動が行われています。家庭・地域における交通安全指導なども強化していただくなかで、危ないことをしている子どもたちには「危ないよ」と声かけができる地域活動や、少年センターが実施している青パト（青色回転灯装着車）による市内巡回時の子どもたちへの声かけ・指導などを通して、子どもたちに自転車の正しい乗り方についても定着させていきたいと考えます。 今後も自転車による子どもに関わる事故がなくなるよう細かな指導をしていきます。

帯」と書かれた横断帯

ハ．「歩行者自転車専用」と書かれた信号機

ニ．横断歩道の直ぐ隣に自転車横断帯を作っている

ホ．歩行者の通行のために作った歩道に対し、「自転車通行可の歩道」を作って自転車が通行できるようにした。さらには、2008 年の道交法改正で一部の年齢のものには全ての歩道通行可能とした。

などである。

また一方通行路などでも自転車は通行可能となっているところが多いため、自転車は歩行者と一緒に「何でもあり」と思っている人も少なからずいるようである。

そのため、新聞紙上でも「歩道で自転車にぶつけられた」「歩道で自転車にベルを鳴らされた」「自転車が歩道を猛スピードで走ってきたので、怖くなって車道へ出てよけた」などという歩行者の投稿が載っている。

これは、家庭及び学校・職場での教育が不十分である証左である。しかしながら、「自転車の正しい通行方法」については、家庭では教育できないくらい難しくなっている。学校或いはしかるべき場所(公民館・集会所など)で警察官等の専門家が説明する必要がある。この専門家による十分な教育がなされていないといわざるを得ない。前述した 2008 年の道交法の改正に関しても、学校では知りませんが、市民に対して説明会がなされたことはないと思う。(私見では重要な改正が含まれていた)

(案)では 27 ページの「子どもの状況」(団体ヒヤリング・地域懇談会の主な意見)の中で、「子どもの自転車マナーが悪化しており、交通安全教育を推進してほしい」とのみ書かれているだけであり、誠に寂しい限りである。

4．具体的な提案

1．年齢層別にテキストを作る。

少なくとも小学校低学年用・高学年用・中学高校用・一般用の 4 種類は必要だと思う。一般用は既存のもの

があるが、児童・生徒用は新規作成が必要である。ここには、法令の説明だけではなくて、可児市の児童・生徒はどうするのかを明記する必要がある。名古屋の繁華街の歩道を如何に走るかなどを書いても意味がない。

ここでの教育のポイントは、13歳未満の児童と13歳以上の生徒との自転車歩道通行の違いの教育である。

2. 自転車通学の生徒に対し、注意すべき事項の教育を徹底する。(特に左側通行と並進禁止の徹底)ここでのポイントは、通学路の往路と復路は道路の同じ側を走るのか反対側を走るのかの明確化である。(例えば、自転車通行可の歩道が片側にしかない道路では往復同じ側を走るのか、それともそうではないのか)

昨今の子どもは規則を守らない、マナーが悪いといわれる。さらには自己中心的な子どもが多いともいわれる。自転車の正しい通行方法の教育を利用して、「遵法精神の高揚」を図るとともに「他人に迷惑をかけない」「他人に優しい」心の醸成を目指せば一石二鳥の人間教育ができるのではないだろうか。

5. 最後に

特に自転車通学の生徒に対し、通学路違反や通行方法違反に対し指導を行うには、先生や親ではなくて、委嘱された地域住民が行うのがよいのではないか(勿論教育は必要)。この指導員は、全校集会で紹介し(生徒に顔を覚えてもらう)、腕章等をつけてその指導員の生活の中で活動してもらうことで負担を軽減する。EDUCE9の一環ともなる。見守り隊やパトロール隊、交通指導員など色々な名称の方が子どもの安全に係わっておられるが、対象が小学生までのような気がする。私は、10年ほど前から特に中学生に対し個人的に通学時に指導してきた。また学校にも何度か情報連絡もし、訪問し話もしてきた。さらに市役所にも市長への手紙などで改善を訴えてきた。しかし一向に改善されない。安全・安心の街づくりを行い、他人に迷惑をかけない心優しき

	人間の育成を目指すなら、是非この『自転車の正しい通行方法の教育』を活用することを提案する。 東京都で、教育委員会が（警察では問題があるらしい）自転車乗車許可証を発行している小学校もあるとのことである。 いずれにしても、警察・学校・教育委員会・PTA・生徒会・地域住民などが一体となって推進する必要があるのではないだろうか。	
4	E d u c e 9について ・ P 46 にエデュースコーディネーターの活用がありますが、地域の実情を知らないエデュースコーディネーターはかえって混乱となり、コーディネーターの役割はなっていません。指標にエデュースコーディネーターの実施数が書いてありますが、大切なことは中味です。	エデュースコーディネーターの平成22年度までの実績を参考にし、学校と地域の方々との橋渡し役として、今後は、地域の実情に詳しい連絡所や公民館とも連携し、より双方の希望に沿った支援が実施されるよう取り組んでいきます。 46ページ基本目標 施策3 ．活力ある学校経営の推進（4）エデュースコーディネーターの活用の表現を一部修正します。
5	E d u c e 9について ・ P 48 教員の資質及び指導力の向上について、保護者として、市民としてみた時に、先生方があまりにも忙しすぎて（先生方へのアンケートからもうかがえる）子どもたちと向き合っている時間がない様にみえる。研修会等への対応に忙殺されている現状を改善して、子どもとより長く向き合う時間を確保するほうが、教師として資質向上によりつながるのではないのでしょうか。	研修会につきましては、平成20年度から改善に取り組んでおり、研修会の精選、開始時刻の繰り下げ、研修時間の短縮などを行っております。研修内容についても児童生徒と向き合うことで子ども理解が進み、学級集団づくりが高まるよう見直しました。 児童生徒と向き合う時間を長くすることは、教員にとって最も大切なことの一つです。そのための時間が確保できるように、教育委員会は各小中学校と共に、教員の仕事内容の効率化によりいっそう取り組みます。 また、49ページ 基本目標 施策4 ．教員の資質及び指導力の向上の「家庭・地域・市の役割」に位置づけました“学級運営の支援”、“授業への協力”など、それぞれのご理解・ご協力をいただきながら、教員の負担軽減へとつなげたいと考えています。
6	6の「安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進」の主な取組を 読ませていただきました。 可児市の食物アレルギーへの対応として、 1、牛乳が飲めない子供にお茶パックを導入 2、献立表による使用食材の明記や配合表等の情報提供を行うなど保護者との連携を図る	平成19年度に稼働を開始した新学校給食センターには、将来的に食物アレルギー対応の調理室用として活用できるようにとスペースを確保しておりますが、人的、財政的な対応など具体的に解決しなければならない課題が多くあり、当面は実施を予定していません。 給食における食物アレルギーへの対応として、毎年年度初めにアレルギー調査をおこない、保護者と学校、学校給食センターが情報を共有するとともに、牛乳の飲めない子にはお茶を提供する、

	3、卵アレルギーの子供のために、月に一度ほどノンエッグマヨネーズを使った魚の味噌ネーズ焼きを献立に取り入れる。などがあります。食物アレルギーを持つ子供の親として有難い事と感謝しております。 給食センターが新しくなる時に、食物アレルギー対応の調理室が作られるとお聞きしましたが、現状では、使用されていません。岐阜県内では、高山市や、多治見の自校炊飯の所でアレルギー対応の給食が実施されていますが、可児市も素晴らしい部屋があるので、ぜひ実施していただきたいと願っています。人件費・食材の予算・安全面等、課題は大きいとは思いますが、高山や松本市のようなセンター方式の所での実施も現実になされているので、ご検討願いたいと思います。 アレルギーで食べられない物が出るとその1品なり2品を食べずに我慢する子供もいると聞きました。アレルギーを持つ子供も、みなと同じように給食センターから運ばれてくるワゴンの物が食べられる・皆と一緒に食べられる喜びを味わわせ、悲しい辛い給食ではなく、楽しい給食という思い出を持ってもらいたいと思います。家庭によって、食に対する考え方の差が大きいだけに、学校給食がますます大切になってくると思います。どの子も、安全な給食を食べられるよう心から願っています。	給食用物資を選定する際には栄養価を考えたうえで乳や卵のない食材をできる限り選ぶなどして給食を提供しています。また、毎月配布する献立表に使用食材の情報を記載しておりますが、希望する保護者の方には栄養成分配合表や油使用表、給食の作り方などの情報もお届けしています。 子どもを取り巻く食環境の変化や生活習慣病が懸念される中で、給食は、成長期にある児童生徒の健全な発達に資することはもちろん、食に関する知識を習得するとともに食を選ぶ力を養うため、その役割がますます重要になっています。今後も、保護者と緊密な連携を図りながらアレルギー対応を進めます。
7	p58に「可児市の教育を考える」と題して、いじめに対する取組が具体的に記載してあります。実際に取り組むべき施策の「主な取組」の中でもある程度具体的に記載されているとより分かりやすくなると思います。	いじめに対する取組は、基本目標 施策2．子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成（3）心の教育の推進や施策4．教員の資質及び指導力の向上（1）教員研修の充実、基本目標 施策1．家庭教育の啓発・支援や施策2．地域の教育力の向上などで記載し、総合的な施策展開の中で充実に図ることとしていますが、いただいたご意見を踏まえ、更に基本目標 施策5．一人一人の状況に応じた支援の充実の主な取組に次のとおり追加します。[意見1と関連] （7）いじめの未然防止と早期対応 ○児童生徒がいじめの問題を自分たちの課題としてとらえられるよう促し、いじめ撲滅に向けて

		主体的に行動できる力を育てます。 ○指導主事やカウンセラーを学校へ派遣するなどし、いじめの早期発見・早期対応ができる学校づくりを進めます。 ○第3者組織を立ち上げ、学校だけで対応することが困難な事案などの解決に向けた支援を行います。 ○いじめを未然に防止するため、関係機関と連携した広報・啓発活動を行います。 【家庭・地域・市の役割】中、市の役割に追加 ●いじめ撲滅のための指導、啓発活動の実施（学校教育課・学校）
8	E d u c e 9 について ・ P 32 の地域の教育力には、「地域の大人が周囲の子どもに関心を持つことで、まちぐるみで子どもを育てる気運が高まります。（中略）子どもと地域との交流機会をとり一層充実させ、「E d u c e 9」を周知し、より幅広く浸透させる必要があります。」と、地域の大人との関わりの大切さが書かれていますが、施策として、具体的に行政がどう関わり、何をするのか明確にされておられません。	子どもと大人の関わりは、日常的なふれあいや地域行事などを通じて行われると考えます。62ページ 基本目標 施策2．地域の教育力の向上（1）地域と学校の連携で、E d u c e 9 推進委員会など地域活動を通じて協力体制づくりを強化することや、花いっぱい運動やあいさつ運動の推進についての具体的な取組について記載しています。
9	公民館について ・ 地域活動の拠点としての公民館の重要性はますます増えています。「地域主権」を単なる題目にせず、実のあるものにする為には、地域住民が公民館を如何に有効に活用できるかが大切です。より開かれた公民館とするための公民館の位置づけが全く書かれていません。明確に打ち出してくださることを望みます。 ・ 公民館の運営が協働というより、市の主導となっています。公民館運営審議会も館長の諮問機関となっており、運営も館長の考えに左右されがちです。運営を市民主体に移行する必要があります。住民による運営協議会（市の担当者もメンバーとして）をつくり、その場において公民館活動における最高決定を行えるようにすることを求め	公民館の目的は、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること（社会教育法）」です。この目的に沿った運営を、公民館を利用している方を含む公民館運営審議会や公民館利用団体の意見を踏まえ展開しています。 公民館業務の基本は、社会教育・生涯学習の場として学習プログラムを提供し、地域市民の意識や行動の変容を図ることであると考えます。そして、地域参画の促進を図るうえでも、学習プログラムを提供することが社会教育施設としての公民館の役割と考えます。多様化する住民のニーズに応えられるよう、様々な生涯学習講座の提供や市民団体や地域の活動支援をしていきます。 地域活動の拠点としての公民館の役割については、可児市第4次総合計画の中で、「市民中心のまちづくり」を進めるうえでの重要なポイントであ

ます。住民が公民館の運営に関われることは、住民の自治意識を高めることにつながります。 ・従来の固定的な使用ではなく、公民館には新しい活動の可能性が残されていると思います。それらは、住民の間から掘り起こされるもので、様々な発想を活かすことが行政に求められます。また、掘り起こすことが、住民自治や協働につながると考えます。	るととらえています。市全体で地域まちづくり活動を推進するためのしくみづくりの検討を進める中で、連絡所も含めた市民活動の支援体制の充実を図ります。
--	---